

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康情報に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小坂町は、健康情報に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

小坂町長

## 公表日

平成27年5月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康情報に関する事務
②事務の概要	<p>・健康増進法に基づき、対象者について健康診査や各種検診、健康維持に必要な指導等を行っている。</p> <p>・予防接種法に基づき、対象者について予防接種を行い、また当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>【健康増進法に関する事務】</p> <p>①対象者の抽出 ②健康診査及び各種検診の結果の管理 ③健康指導対象者の抽出 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理</p> <p>【予防接種法に関する事務】</p> <p>①対象者の把握 ②予防接種の実施事務 ③予防接種の実費徴収事務 ④法定予防接種による健康被害者の医療費等の請求受付 ⑤予防接種者の管理事務</p> <p>なお、これらの事業に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル、予防接種ファイル、住民健診ファイル、特定健診ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【健康増進法に関する事務】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・別表第一の76項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第54条</p> <p>【予防接種法に関する事務】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・別表第一の10項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【健康増進法に関する事務】 ・番号法第19条第7号</p> <p>【予防接種法に関する事務】 ・番号法第19条第7号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>町民課</p>
<p>②所属長</p>	<p>町民課長 細越浩美</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>小坂町総務課 情報公開・個人情報保護担当 017-0101 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 問い合わせ先電話番号 0186-29-3901</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>小坂町総務課 情報公開・個人情報保護担当 017-0101 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1 問い合わせ先電話番号 0186-29-3901</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

